平成２５年（フ）第５３９号
京都市伏見区向島中島町30番地　伊藤マンション400号
債務者　ＲｉＮＧこと　中島　　恵
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本菜穂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７６４号
京都府京都市山科区椥辻封シ川町23番地　フロール椥辻201号、従前の住所名古屋市東区砂田橋５丁目７番22号　ＢＥＬＩＳＴＡ茶屋ケ坂505号
債務者　渡邉　創士
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　智弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１９２号
大阪市城東区東中浜７丁目２番12号
債務者　長尾加代子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１７号
兵庫県川西市丸山台２丁目５番地の38
債務者　米元技研こと　米元　健一
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　歓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第２１９１号
大阪市住吉区我孫子東３丁目６番７―504号
債務者　島治療院こと　島　　敬
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　隆之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７号
愛知県岡崎市赤渋町本屋敷28―１、住民票上の住所広島県尾道市因島田熊町995番地３
債務者　藤本　久子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島本　誠三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
静岡県榛原郡吉田町神戸4075番地の７、旧住所静岡県榛原郡吉田町片岡2309番地の２
債務者　宮武　　清
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　逸江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８２７号
横浜市保土ケ谷区今井町611番地４
債務者　角田　力也
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　入坂　剛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８７７号
横浜市神奈川区六角橋５丁目２番２号
債務者　吉田　志保
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉崎　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３号
三重県四日市市伊坂台３丁目334番地
債務者　谷口登志子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　明美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第２０３号
静岡県菊川市加茂5501番地　織部借家Ｂ棟Ｄ号、旧住所静岡県焼津市浜当目２丁目10番17号
債務者　望月　明子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　正幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３８号
愛知県一宮市浅野字西大土102番地　たまきマンション201号
債務者　川田眞知子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　一磨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１２６号
岐阜県関市上白金582番地１
債務者　岩田　十士
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　友三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２７号
岐阜県関市上白金582番地１
債務者　池田　朱実
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　友三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２３７号
静岡市清水区三光町２番10号　市営三光町団地601
債務者　伊藤　圭介
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本杉　隆利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１９号
佐賀県佐賀市鍋島４丁目２番１号　昭和コーポ203号、前住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町石動2029番地３
債務者　大隈　則男
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井寺　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第８０号
岩手県岩手郡雫石町西根中野73番地３
債務者　中條　広美
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部